

平成27年(ワ)第9715号

原告 学校法人大阪経済大学

被告 吉井 康雄

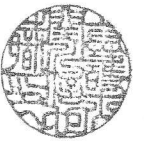
## 被告準備書面 (2)

平成28年4月13日

大阪地方裁判所 第24民事部 合議2係 御 中

被告訴訟代理人

弁 護 士 関 川 信 也



### 1 総論

被告が公開した本件ブログは、被告の特任教員任用に関する前件訴訟の経過を報告し、その内容について被告なりの評釈を加えたものに過ぎず、意見・論評の域を出ない。被告は、前件訴訟の経過について事実を歪曲することなく公開しており、被告の主張が認められたことのみならず、被告の主張が排斥された部分も公開している。

確かに、被告による評釈には原告に対する批判も含まれるが、いずれも正当な批判ばかりであり、表現の自由の正当な行使であり、何ら違法性がないことは明白である。

原告のような有名大学であれば、肯定的評価を受けるばかりではなく、批判を受けることがあるのは当然であるが、そのような批判意見に対しては意見でもって対抗すべきであって、批判が気に入らないからといって、これを理由として裁判所に法的救済を求めることを許したのでは、憲法が保

障する思想・信条の自由、表現の自由が保障されなくなってしまう。

原告は、本件訴訟を提起し、損害賠償請求という圧力によって被告による正当な言論、意見・論評を封殺しようとしているのであるが、極めて不当である。大学という学術機関がこのような暴挙に出ることは断じて許されない。

## 2 「組織的なパワハラ、アカハラ」があったこと

原告は、「第3準備書面」において、相も変わらず前件訴訟で原告における「組織的なパワハラ、アカハラ」が認められていない旨主張する。

しかし、前件訴訟において、控訴審判決は、被告による特任教員任用申請手続を妨げたことにつき、当時学部長であった井形と当時カリキュラム委員長であった池島が「共同して」被告の法律上保護に値する利益を侵害したとして、井形と池島の行為が被告に対する「故意による違法な加害行為」であると認めている（甲2の2）。

一般に「パワハラ」とは「職場の権力（パワー）を利用した嫌がらせ」を意味し、「アカハラ」とは「大学などの学術機関において、教職員が学生や他の教員に対して行う、嫌がらせ行為。パワーハラスメントの一類型」とされている。そして、前件訴訟控訴審判決は、大学という「職場」において、井形が「学部長」として、池島が「カリキュラム委員長」として、それぞれの権力（パワー）を利用して被告の特任教員任用申請を不当に妨げたという「嫌がらせ行為」（＝違法な加害行為）に及んだことを認めているのであるし、教職員である井形及び池島が他の教員である被告に対して嫌がらせ行為に及んだことを認めているから、組織的なパワハラ、アカハラがあったことを認めたものであることは明白である。

「違法な加害行為」が嫌がらせ行為でないと強弁する原告の主張は著しく常識を欠いたものと言わざるをえない。

したがって、被告が井形及び池島の行為を「組織的なパワハラ、アカハラ」と評価したことは正当な表現行為であることは明らかである。

### 3 守秘義務違反に関する主張

(1) 原告は、教授会の出席者には議事内容の一切を口外してはならない守秘義務があるかのように主張するが、教授会出席者にはそのような意味での守秘義務を当然に負うものとはされていない。教授会出席者が議事内容について守秘義務を負うかどうかは、あくまで議事内容によるというべきである。

その上で、被告は、被告個人の特任教員任用申請が不当に妨げられている実情を踏まえ、その議論に関する議事内容を録音し、その音声データ及び反訳文を前件訴訟で証拠として提出したに過ぎないのであり、このような議事内容について被告が守秘義務を負うものではない。

(2) そして、あくまで前件訴訟で証拠提出した音声データ及び反訳文をインターネットで公開したものであるが、そもそも裁判は公開が原則とされている以上、裁判で提出された証拠そのものを公開したからといって、何ら違法性はない。

(3) 原告は、被告が教授会の議事録をインターネットで公開したことによる不利益を縷々主張するが（「第3準備書面」第2、1）、いずれも空理空論であって具体性がなく、被告が前件訴訟で証拠提出した議事の音声データ及び反訳文が公開されたことで現実にどのような不利益が生じたのかが全く不明のままである。

原告は「もし、教授会の議事内容が公開されるという前提であれば、自由闊達な発言は躊躇され、建前しか述べられなくなり、組織にとって不利益が大きい」と主張するが、なぜ、被告が原告を退職した後に在職時の特任教員任用手続に関する教授会の議事内容を公開したからといって、現在

及び将来の教授会の議事内容が公開されるという前提に立つのか、意味が不明である。被告が既に退職して教授会に参加しない現在において、原告経営学部教授会での自由闊達な議論が躊躇されることなどあり得ない。

また、原告は「被告のように、秘密録音をネットに公開する者が許されることになると、組織の自由な意思決定が阻害され不利益が生じる」と主張するが、本件で問題となっているのは被告が教授会の議事内容を公開したことによって原告が具体的にどのような不利益を受けたかであって、将来教授会の議事内容をネットで公開する者が現れたときに生じる不利益は本件とは無関係である。

さらに、原告は「新規の教員採用の局面においても、『教授会における議論が漏れる学校には勤務したくない』という教員が、応募を躊躇する可能性もある」と主張するが、むしろ、大学への批判も含めて自由闊達な言論が許容される学風こそ、教員からの高い評価が得られるべきものであることから、原告の上記主張は失当である。逆に、大学への批判は一切許さず、損害賠償請求をもって批判的言論を封殺しようとする原告の態度こそが教員の応募を躊躇させることになりうるというべきであろう。

原告において、被告の表現行為が不法行為に当たると主張するのであれば、被告の表現行為によって過去に生じた不利益を具体的事実として主張すべきであるが、原告はそのような主張をしていない。

#### 4 前訴での判断の拘束力について

- (1) 原告は「前訴においては、原告の教授が定年後に特任教員として任用されるという労使慣行はなく、被告が特任教員として採用されなかった結果については、違法性は認定されていない」と主張するが、そもそも労使慣行の有無は不法行為の問題ではなく、違法性の有無を判断したものではないから、原告の主張は失当である。

(2) しかしながら、井形と池島が共同で、いわば組織的にパワハラ、アカハラを行ったことを前件訴訟の控訴審判決が認めたことは前述のとおりである。この点について、本件訴訟が事実上拘束されることは認める。

その他、原告大学において、被告が平成15年以降にどのような嫌がらせを受けてきたかは「被告準備書面(1)」第2(1)で述べたとおりであるが、前件訴訟は、あくまで被告の特任教員任用の当否及び被告の特任教員任用手続を妨げたことに関する原告、井形及び池島の損害賠償責任の有無が争点であったため、その他の事実についてはそもそも判断がなされていないが、決して否定されたわけではない。

訴訟において、裁判所が直接の争点とならなかった事実についてまで判決でいちいち事実認定しないのは当然のことであり、まるで前件訴訟で認定されていない事実はすべて否定されたかのごとく述べる原告の主張は失当というほかない。

## 5 カリキュラムの決定手続

原告経営学部におけるカリキュラム決定過程において被告に対する嫌がらせがあったことは「被告準備書面(1)」で述べたとおりであるが、被告は決して事実を歪曲したわけではなく、確たる事実経過を踏まえて嫌がらせがなされたと評価したのであって、かかる評価を行った表現行為が不法行為に該当するはずがない。

なお、原告は「本件では、数十名で構成される教授会においてカリキュラムが承認されており(甲第6号証の1, 2)、被告個人に対する嫌がらせを組織的に行うことは不可能である」と主張するが、前件訴訟では、井形と池島がありもしない「カリキュラム委員会の総意」を口実に被告の特任教員任用申請手続を妨げたことが認定されているのであって、原告の上記主張は何ら説得力を有しない。

## 6 投稿目的の公共性について

(1) 原告は、被告が前件訴訟において上告及び上告受理申立てをせず、控訴審を確定させたことにつき、「真意や事情はどうあれ、原告による「組織的パワハラ」が認定されなかった控訴審判決を受け入れていると主張するが、何度も被告が主張してきたように、前件訴訟は「組織的パワハラ」という言葉を用いていないものの、その実は、原告による組織的パワハラを認めていることは明白である。原告は、原告の使用者である井形と池島が共同して被告に対して違法な加害行為をしたとする前件訴訟控訴審の判断を真摯に受け止めるべきである。

そして、大学という高等教育機関において未来ある若き学生を教育すべき教員が他の教員を排斥するために不当な嫌がらせをしている実態があることは由々しき問題であって、このような問題行為を教育界から一掃するためには現実を世間に知らしめる必要がある。被告としては、自分が受けたような苦しみを味わう教員が現れないようにしたいとの切なる思いから本件ブログを投稿することにしたのであって、その目的に公共性・公益性があることは明らかである。

(2) 原告は、被告の目的に公益性がない旨主張するが、事案の本質を無視した揚げ足取りに終始しており、被告の主張に対するまともな批判になっていない。

原告は、被告が「インターネットで紛争を蒸し返し」と主張するが、裁判について評釈を加えることは紛争を蒸し返すことを意味しないことは明らかである。

しかも、原告は、被告の投稿について「自己の主張のみ展開する投稿態様からは、公益目的というより、むしろ、高裁が自らの主張を認めなかったことに対する不満だけが読み取れる」と主張するが、仮に自己の主張の

みを展開する表現行為であったとしても、そのことで公益目的の存在を否定されるものではないし、高裁の判断に対して不満を抱いて批判を展開したからといって、公益目的であることを否定されるものではない。

原告は、被告が執行部教員の顔写真を掲載したことにつき、「『組織的なパワハラ、アカハラ』を主張するには合理的範囲を超えた表現がある」と主張するが、氏名に加えて顔写真を掲載することがなぜ合理的範囲を超えた表現となるのか、意味が不明である。執行部役員は自らの意思でインターネット上あちこちに顔写真を公開しているのであり、被告が顔写真を公開することに何ら問題はない。

なお、原告は、被告が本件ブログに「組織的パワハラ、モラハラ」と記載した旨主張するが、被告は「モラハラ」という記載をしたことはない。

また、原告は「実際、このブログを見たとして、原告の事情につき監督官庁から問い合わせを受けたことはなく、公益に資する結果となっていない」と主張するが、なぜ、監督官庁から問い合わせがなければ公益に資するものではないことになるのかが全く不明である。

## 7 損害論

- (1) 原告は、本件ブログによって無形損害が生じた旨主張するが、本件ブログは専ら判例に対する評釈がなされたものであり、被告の主張に対して反論を展開する原告の準備書面・書証も包み隠さず公開され、判決は被告の主張を排斥した箇所も含めた全文を公開しているのであるから、原告に無形損害など生じていない。
- (2) また、原告は「自ら所属する大学の悪評に心を痛めない従業員はおらず、学生であっても、快くは思っていないことが推認される」と主張するが、被告と同様に原告大学の運営に問題があるとの認識を有する教職員も多くいるし（乙4，5参照）、学生も同様であると思われる。

むしろ、大学のように自由闊達な議論がなされるべき学術機関においては、一般企業とは異なる気風があるから、すべての教員が「イエスマン」であるはずがなく、中には大学を批判する教職員も存在することは常識であり、教職員・学生もそのように認識しているのである。したがって、大学を批判する表現行為がなされたからといって多くの教員・学生は何とも思っておらず、無形損害は生じない。

原告は、大学の教員や学生は権威権力に従順であり、絶対服従であるのが当然であるとの前提に立っているようであるが、そのような前提は大いに間違っている。

- (3) さらに、原告は、守秘義務違反による営業権侵害があるとして、「教授会での議論を萎縮させる効果をもたらすことから、正常な議事進行による意思決定という営業上の利益を侵害されており、無形損害が生じる」と主張するが、既に被告が原告を退職した後において、被告が特任教員任用手続に限定して過去の議事内容を公開したからといって、現在及び将来の教授会での議論が萎縮するはずがないし、正常な議事進行による意思決定がなされないこともあり得ない。

以上